

令和7年度第3回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和7年12月6日(土) 午後3時00～午後4時15分
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、 坂詰 智美 委員、金子 淳 委員
欠席者	坂上 洋之委員、鈴木 秀和 委員
議 題	1 あいさつ 2 議題等 (1)令和7年度第2回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について (2)登録博物館への再登録について (3)令和7年度文化財説明板の作成・設置について 3 報告事項 (1)指定文化財について 4 その他 (1)次回日程、並びに会場について 令和7年 月 日() 午後 時～
傍聴者	なし
配布資料	令和7年度 第3回羽村市文化財保護審議会 次第 【資料1-1、2-1】「川崎の渡し」 【資料1-2、2-2】「白木」
会議の内容	審議会 1 あいさつ (会長) <あいさつ> 2 議題等 (1)令和7年度第2回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について (事務局) 令和7年度第2回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりであるが、事務局より2点ほど訂正がある。会議録5ページ、下から9行目の「あきる野の石仏」について、資料名が間違っていたため『あきる野市の石造物』に訂正したい。同じく下から8行目以下に馬頭観音についての記載があるが、「川崎の渡し」のあきる野市側についての発言であり、羽村市側については触れていない。発言の意図とは違う記載となっていたため発言した委員と調整し訂正したい。 そのほか、訂正等があれば御指摘いただきたい。 (会長) 令和7年度第2回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。

(会長) 無いようなので、令和7年度第2回については、事務局からの訂正を含め会議録を承認する。

(2) 登録博物館への再登録について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 令和7年度公表された「公共施設再配置構想」(たたき台)では、郷土博物館を社会教育施設の拠点として、今後も維持していくという方向性が示されている。

そして、令和5年度から改正博物館法が施行され、現在は登録博物館として、5年間のみなし期間の3年目を迎えている。今後の登録博物館への再登録について、審議会から御意見を伺いたい。

すでに昨年度の審議会においても、委員の皆様から様々な御意見をいただいている。これまでいただいた御意見を集約すると、登録博物館は、館長や学芸員の必置など、高い基準を満たしているからこそ対外的な信用度が高い。他館からの資料借用の際にも、登録博物館だから貸し出せるというように、博物館間での信頼度も高いといえる。博物館の機能である資料の保存についても、収蔵庫があることによって良い状態で保存され、次世代に継承されることにより、調査・研究への活用や市民の学習につながり、ひいては市民へ還元される。展示については、羽村市の特徴である「玉川上水」「中里介山」「養蚕」を生かした展示を継続していることへの評価をいただいている。郷土博物館について、一般的な評判も良いという御意見もいただいております。ひとえに登録博物館だからこそ継続できたことである。

また、今回の法改正により、文化観光にも努力義務が課されているが、羽村市には「玉川上水」や「中里介山」関係資料があることで、外から人を呼び込み易い。「玉川上水」を学ぶために都内全域から小学校4年生の社会科見学などで人が集まってくるという、有利な条件が揃っているため、法改正の趣旨にも十分対応できることや、今後取り組むべき事業なども御提案いただいている。

以上のことから、「登録博物館」として今後も継続し、質の高い博物館事業を実施することが望ましいという御意見であった。

(会長) これまでの委員の意見を集約した形はこれで良いか。そのほか、追加しておきたい内容はあるか。

(委員) 事務局が集約したとおりである。

そのほか法改正について、デジタルアーカイブも努力義務化された。郷土博物館については対応可能で、再登録の際にも条件は満たしているといえる。デジタルアーカイブの構築について、文化庁の補助対象となるが、「登

録博物館」であることが条件である。そういった部分もメリットのひとつである。

また、博物館法第 23 条の中で、必置ではないが「博物館協議会」の設置について書かれている。以前は郷土博物館にも「博物館協議会」に相当する「郷土博物館運営協議会」が設置されていた。もし、再登録する際に「博物館協議会」の設置が必要になるのであれば、制度的な位置付けについて、これを機会に整理した方が良いのではないかと。

(事務局) 再登録の流れとして、まず審査する東京都と事前相談を行う。事前相談の中で基準を満たすかどうかの判断や申請書類の確認を行い、すべて整った時点で再登録申請となる。その後、実地調査が行われ、再登録の決定が下りるまでおよそ半年程度はかかると考えている。

今後、再登録申請を行うとなると、基準を満たしていく必要があるため、その中で整理していく。

(会長) そのほか御意見無いか。

(会長) 以上を踏まえて、「今後登録博物館として再登録することが望ましい」という意見を、審議会意見として承認して良いか。

(委員) 全員承認

(3) 令和 7 年度文化財説明板の作成・設置について

(会長) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) <【資料 1-1、2-1】「川崎の渡し」を用いて説明>

【資料 2-1】「川崎の渡し」については、多摩川を渡ったあきる野市側の記述が多いため、鎌倉街道と堂坂から来る道（扇町屋川越道）がどの方面から来ているか補足した。また、渡し船の説明として、増水期と渇水期の季節による違いを整理し、秋留台地と入間方面（埼玉県）との交流部分については、当時扇町屋（入間市）の米などの流通価格の影響下にあり、経済圏に属していたため交流が多かった。入間方面から来て「川崎の渡し」を渡し、あきる野市側へ渡る理由につながる。そして、「川崎の渡し」が衰退していく部分については、「福生の渡し」に通じる道が良くなり、利便性が高くなったことで衰退したと考えられる。ただし、長い目でみると五日市鉄道の開通や、多摩橋の完成により「福生の渡し」自体も衰退していくが、渡し船に関する部分に留めた。

(会長) 御意見等は無いか。

(会長) 扇町屋（入間市）との交流が重要ということであれば、堂坂からの道については、「扇町屋」の名称を取り入れた方が良いのでは。入間方面（埼玉県）で良いか。

(事務局) 鎌倉街道の表記と比較して、どう表記するか悩んだ部分である。

(委員) 鎌倉街道の表記との比較ということであれば、「遠江坂を下った鎌倉街道」に対して「堂坂へ続く道」ではなく、具体的な道の名称を入れる方が良いのでは。また、鎌倉街道については、確かに青梅方面から続いているが、羽村市民の感覚では、青梅方向と記載されていると青梅駅方向と考えてしまうのではないか。

(会長) 「堂坂へ続く道」の「道」については、「扇町屋街道」あるいは「扇町屋道」などの名称を取り入れてはどうか。

(事務局) 入間市の地図を見ると「町屋街道」という通りがある。実際にどう呼ばれていたか確認する。

(委員) 堂坂の上、川崎会館の前の道については「川崎街道」と呼ばれている。

(委員) 当時の米の相場は扇町屋で決定していたからこそ、扇町屋に行く必要があり、交流が盛んであったため道がある。そのため「扇町屋」の名前を残した方が良い。

(会長) 鎌倉街道は現在も使われているためそのまま使用し、入間方面から堂坂へ続く(旧)扇町屋道としてはどうか。

(事務局) 「鎌倉街道」と「堂坂からの道」の表記について、再度検討する。

(会長) 下から2行目、「大正期まで利用されていましたが、」の部分については、大正期に廃止されたということで良いか。事実関係がはっきりしないのであれば、特定しない方が良い。

(事務局) 『福生市史』では大正14年に五日市鉄道の開通や多摩橋の完成により、通行量が激減し衰退したと記載されている。

(会長) 衰退と廃止では意味合いがちがう。細々とやっていたのではないか。

(事務局) 事実確認ができなければ、時期や廃止については明示しないこととする。

(委員) 上から1行目、「羽村東小学校の校庭を横切る」とはどういう意味合いか。

(事務局) 「鎌倉街道」の説明板文面を参考とした、その中に「羽村東小学校を横切り、「遠江坂」を下って」という記載があり。その部分を引用した。

(会長) そのほか、御意見等はないか。

(会長) それでは、「白木」について、議論する。

(事務局) <【資料1-2、2-2】「白木」を用いて説明>

(事務局) 【資料2-2】「白木」については、白木の地理的な特徴がわかるように説明を追加した。また、伝説についての文章は、唐突に出てくるという御意見が前回あったため、古くから人が住んでいたからこそ、言い伝えが残

っており、その一つとして加藤丹後守の伝説があったという流れにした。

(会長) 御意見等は無いか。

(委員) 上から3行目から4行目まで一文になっている。3行目の「多摩川に向かって広く開け、」を「多摩川に向かって広く開けている。」に変え、文章を分けた方が良い。

(会長) 上から2行目、「一番早く開けた地域」とあるが、いつの時代を想定しているのか。古いというのであれば縄文時代には人が住んでいた。ただし、中世を想定しているのであれば、確かに中世においては、いち早く人が住み村落を形成した地域である。そのため、「中世において早く開けた地域」とし、時期を入れた方が良い。

(委員) 「加藤丹後守景忠」の部分には、ルビを入れた方が良い

(会長) 「加藤丹後守景忠」の伝説は本当に白木でのことなのか。加藤丹後守を助け、加藤姓を与えられたといわれている加藤家の本家は間坂の方にある。

(委員) 羽村のむかし話をまとめた「はむらむかし」という本を発行する際に聞き取り調査が行われた。加藤丹後守を助け、加藤姓を与えられたといわれている羽村家は、本家をゆずり移り住んだといういわれがある。その本に記載があるので白木で良いだろう。

(会長) 加藤丹後守の伝説が唐突に始まり、さらに伝説の内容に触れていない。例えば、「～という言い伝えが残っている。」という形であればわかるが、この文章だと良くわからない。

(委員) 加藤丹後守が多摩川を渡るのを助けた人がいて、羽村家の人だったが加藤姓を与えられたと、簡単に触れても良いのでは。

(会長) 字数に制限があると思うので、「加藤丹後守と関わりのある人物がこの辺りに住んでいた」など、関わりがあった人物が住んでいたことに触れれば良いのではないか。

(事務局) 加藤丹後守の伝説については、伝説を生かした方が良いのか、別の内容に変更するか表記に悩んだ部分である。

(会長) このままで良い。白木という場所を説明する上で重要な内容である。

(委員) 加藤丹後守はいつの時代の人か説明を入れないとわかりづらい。上から3行目には古墳時代のことが記載されており、上野原城主とあるので中世以降とわかるが、中世も長い時代を入れないとわかりづらい。

(委員) 「武田の武将だった」と説明を加えれば、わかり易くなる。

(事務局) 生年不明だが、死没が天正3年(1575)である。

(会長) それでは、「16世紀後期に上野原城主だった」と加えればわかるだろう。

(会長) そのほか、御意見等が無ければ、今の意見を参考に、事務局案の作成をお願いします。それでは、「令和7年度文化財説明板の作成・設置について」の議論を終了する。

3 報告事項

(1) 指定文化財について

(会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回会議で質問等のあった事項について、報告及び指定文化財に係る情報について説明。

4 その他

(1) 次回日程、並びに会場について

(事務局) 次回第4回は市内文化財の視察を予定しており、例年3月の土曜日に開催している。

(会長) 委員の都合等を勘案すると3月21日(土)15時から開催とする。

(会長) 以上で本日の審議会は終了とする。